

委員会の遠隔開催を可能とするための例規改定案

横須賀市議会基本条例

旧	新
<p>(災害時の対応)</p> <p>第 8 条 議会は、大規模災害が発生し、市内全域に甚大な被害が起きたとき又はそのおそれがあるときは、的確かつ迅速な対応を図り、市民生活の安定及び維持に努めなければならない。</p> <p>2 大規模災害時における議会の機能維持に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>(<u>有事</u>の対応)</p> <p>第 8 条 議会は、大規模災害や<u>感染症などの非常事態</u>が発生し、市内全域に甚大な被害が起きたとき又はそのおそれがあるときは、的確かつ迅速な対応を図り、市民生活の安定及び維持に努めなければならない。</p> <p>2 <u>有事</u>における議会の機能維持に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p><u>3 議会は有事の際、機能維持を図るため ICT 技術を積極的に活用するものとする。</u></p>

横須賀市議会会議規則

旧	新
<p>(参集)</p> <p>第 1 条 議員は、招集の当日開議予定時刻前に議事堂に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。</p>	<p>(参集)</p> <p>第 1 条 議員は、招集の当日開議予定時刻前に議事堂に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。</p> <p><u>2 ただし、有事の際は議長が別に指定する場所または遠隔の場に参集する。</u></p>

横須賀市議会委員会条例

旧	新
<p>(招集)</p> <p>第 8 条 委員会は、委員長が招集する。</p> <p>2 委員長は、委員の定数の半数以上の者から審査又は調査を行うべき事件を示して招集の請求を受けたときは、委員会を招集しなければならない。</p>	<p>(招集)</p> <p>第 8 条 委員会は、委員長が招集する。</p> <p>2 委員長は、委員の定数の半数以上の者から審査又は調査を行うべき事件を示して招集の請求を受けたときは、委員会を招集しなければならない。</p> <p><u>3 ただし、有事には委員長が別に指定する場所または遠隔の場に参集する。</u></p>

以上